

北塩原村「人・農地プラン」の変更について

平成29年3月31日

北塩原村長 小椋 敏一

記

北塩原村人・農地プランの変更について、平成29年3月に北塩原村人・農地プラン検討会において審査・検討を行ったところ適当と認められましたので、人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱に基づき、次のとおり公表します。

1、協議の場を設けた区域の範囲

北塩原村全域

2、協議の結果を取りまとめた年月日

平成29年3月31日

3、当該区域における今後の地域の中心となる経営体(担い手)の状況(法人・個人ごとの数)

○経営体数

個人 20経営体

法人 1経営体

○地域における担い手の確保状況

担い手はいるが十分ではない

4、農地中間管理事業の活用方針

地域内の分散錯綜した農地利用を整理し、担い手ごとに農地の集約化をはかるとともに、離農や規模縮小等する農家に対してメリットが受けられるようにする。また農業委員会と連携して遊休地化を防止する。

5、近い将来農地の出し手となる者と農地

個人	3 経営体	3.3ha
----	-------	-------

6、将来の地域農業のあり方

地域の気象条件や立地条件を活かした農業を展開し、地域の中心となる経営体は離農や規模縮小する農家の農地を借り受け、規模拡大をはかる。地域の中心となる経営体以外の農家については、当面現状維持により耕作を継続するが、営農が困難になった場合には地域の中心となる経営体に農地の貸付けや作業委託を行う。

また加工品の開発等により、生産物の高付加価値化と雇用の創出をはかるとともに、新規就農者や新規栽培者に対する支援を行い、後継者の確保に努める。

7、その他

「人・農地プラン」は、次の事案等発生した場合、随時変更することとしています。

- ・新規認定農業者等新たに「地域の中心となる経営体」となるとき。
- ・新規就農者が出てきたとき。
- ・集落営農・法人を立ち上げ中心となる経営体となるとき。
- ・プランの内容が地域の実情と合わないとき。